

総合調整会議（2018. 3. 7）

- 日時：平成30年3月7日（水） 午後3時45分～午後4時30分
○場所：栗東市役所3階談話室
○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示

- ・3月議会は、これから各常任委員会の審査となる。正確な説明ができるよう、改めて確認・点検を行うこと。
- ・庁内で発生した書類紛失の件について、紛失から発見に至るまでの顛末を報告すること。また、今後同様の事案が発生しないよう、書類やデータの取り扱いには十分注意すること。
- ・インフルエンザも流行っているので、健康には十分留意すること。

2. 報告事項

【案件名】(1) 栗東市公共施設の個別施設計画策定のための方針（案）について

→ 市民政策部長、財政課長から説明

- ・前回（2月7日）の総合調整会議において再議となったため、当日の意見およびその後に各部へ照会した結果を踏まえ、内容の修正を行ったので報告するものである。

<主な修正点>

- ・方針の名称を「有効活用のための優先性の方針」から「個別施設計画策定のための方針」に改め、本方針が個別施設計画策定の優先順位を示すためのものであることを明記した。
- ・個別計画策定年度予定表において、平成31年度の幼稚園・保育園（18施設）、平成32年度の幼児・児童施設（21施設）を最上段に記載した。
- ・栗東市公営住宅等長寿命化計画は、平成29年度から30年度にかけて見直し中であることを記載し、市営住宅にかかる施設別の表においても整合するよう修正した。
- ・治田保育園と治田西保育園について、廃止の検討時期を短期（H28～32）から中期（H33～37）に修正し、近隣に法人立保育園を誘致し代替機能を確保した上で廃止することを記載した。
- ・環境センターについて、建替え等の検討時期を長期（H38～47）から短期（H28～32）に修正した。

区分：了解

【案件名】(2) 地方公会計制度に伴う報告について

→ 市民政策部長、財政課長から説明

- ・地方公会計制度に伴い平成28年度決算分の財務書類4表を作成・公表することについて報告するものである。
- ・本市では、平成20年度決算より「総務省方式改訂モデル」を活用した財務書類4表を公表してきたが、これらには複数の作成方式があることから、総務省が統一的な基準により作成するよう要請されたことを受け、平成28年度決算分からは統一的基準の地方公会計マニュアルで示されている様式で作成した。
- ・統一的な基準の特徴として次の点が挙げられる。
 - ①歳入歳出データから複式仕訳を作成することにより、全てのフロー情報およびストック情報を網羅的に記録・表示する。
 - ②固定資産台帳を整備し、事業や公共施設等のマネジメントを促進する。
 - ③対象の範囲に、一般会計等に特別会計を含めた「全体」を追加し、一般会計等、全体、連結ベースで作成する。
- ・過年度と作成方式が変わったため数値に乖離があることから、年度比較は平成28年度以降分で行うことになる。

<主な財務分析の結果>

- ・純資産比率 49.9% (平均 50~90%)
総資産のうち返済義務のない純資産の割合を表し、高いほど財政状況が健全である。
- ・将来世代負担比率 50.9% (平均 15~40%)
有形固定資産を市債などの借り入れでどの程度調達したかを表し、高いほど将来の世代が負担する割合が高い。
- ・資産老朽化比率 58.8% (平均 35~50%)
償却資産について、耐用年数に対して取得からどの程度経過しているかを表し、高いほど老朽化が進んでいる。
- ・行政コスト対税収等比率 95.1% (平均 90~110%)
経常的な行政コストを税収等でどの程度賄えているかを表し、100を下回れば賄えていることになる。現在は低い値だが、高齢化が進むことによる扶助費増加や施設整備に伴うランニングコスト増加によって、今後は高くなることが予想される。

区分：了解

【案件名】(3) 職員提案検討推進委員会の審査結果について

→ 市民政策部政策監、元気創造政策課長から説明

- ・平成29年度第3次募集(10月～12月)に提出された職員提案について、職員提案検討推進委員会で審査した結果、採用が適当と認める提案の対応方針について、栗東市職員提案規程第9条に基づき報告するものである。
- ・提案は5件あり、審査の結果、実施2件・否実施3件となった。
- ・29-10「栗東市公式インスタグラムの開始」については、まずは現行のフェイスブック「うますぎる栗東」の充実を図るべきであることから、否実施と判断した。他のSNSの活用については、調査・検討することとする。
- ・29-11「回議書・負担行為支出命令書の電子決裁化」については、おうみ自治体クラウド協議会において検討項目になっていることから、しばらく様子を見ることとして現時点では否実施と判断した。
- ・29-12「ナレッジマネジメントにおける公開羅針盤の有効活用」については、現在の公開羅針盤にはナレッジマネジメントを行う環境が一定整っていることから、その有効な活用方法について周知することとする。また、各職員の知識等は引継ぎ等において継承するよう周知するものとし、否実施と判断した。
- ・29-13「正面玄関先にエアカーテンの設置」については、総務課で実施に向けた検討をお願いしたい。ただし、提案内容を全面的に採用するのではなく、提案趣旨を採用し、来庁者および職員の環境改善を検討するとともに、安全衛生委員会における議題として取り上げるものとする。
- ・29-14「市民満足を目指す5S改善の取り組み」については、総務課で実施に向けた検討をお願いしたい。なお、5Sではなく、公務職場に適した3S(整理・整頓・清掃)改善の取り組みを行うこととする。

区分：了解

【案件名】(4) 生産性向上特別措置法における基本計画の策定について

→ 環境経済部長、経済振興労政課長から説明

- ・先に閣議決定された平成30年度税制改正の大綱において、中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を支援するための措置を講ずるとされ、今般法案が上程された生産性向上特別措置法に基づく、集中投資期間中の中小企業の生産性改革を実現するための臨時・異例の措置として、償却資産にかかる固定資産税の特例措置を実行するための基本計画を策定することについて報告を行うものである。
- ・背景には、中小企業の伸び悩みや大企業との格差拡大、また、所有する設備の老朽化が生産性

向上の足枷となっている現状がある。

- ・ 特例措置の内容は、市町村が策定する基本計画に基づき、要件を満たす中小企業が実施する設備投資について、固定資産税の課税標準を3年間減免するものであり、特例率はゼロから2分の1の範囲で市町村が条例で定める。
- ・ 特例措置は、集中投資期間として、平成30年度～32年度に限定される。
- ・ 市町村は、導入促進基本計画を策定し国の同意を得る。また、申請事業者は、先端設備等導入計画を策定し、市町村へ申請し認定を受ける。
- ・ 今後、法案が成立・公布されれば6月から施行される。各市町村は、並行して計画申請ならびに税率を定める条例の施行を行う。
- ・ この計画策定の意向について国からアンケート調査があり、本市としては、基本計画を特措法の施行に合わせて速やかに策定すること、また、固定資産税の課税標準の特例率をゼロとする意向で回答する。アンケート結果は、中小企業庁のホームページで公表される。
- ・ 県内の全市が導入する意向であることを確認している。
- ・ 生産性革命の実現に向けて、中小企業を後押しするための「ものづくり・商業・サービス補助金」等の運用にあっては、当該基本計画で特例率をゼロとしたものが優先的に採択される。

区分：了解

【案件名】(5) 栗東市上下水道事業経営戦略の策定について

→ 建設部長から説明

- ・ 昨年策定した栗東市水道事業アセットマネジメントに基づき経営戦略の策定をするにあたり、平成30年1月26日から2月13日までパブリックコメントを実施した結果、意見提出は0件であったため、3月議会および上下水道事業審議会において報告後、策定することについて報告するものである。

区分：了解

【案件名】(6) 栗東市特別支援教育推進計画の策定について

→ 教育部長、学校教育課長補佐から説明

- ・平成29年3月に栗東市特別支援教育基本ビジョンを策定したことを受け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立と社会参加の実現を具現化するため「栗東市特別支援教育推進計画」を策定するにあたり、平成30年1月15日から2月9日までパブリックコメントを実施した結果、意見提出は0件であったため、3月議会において報告後、策定することについて報告するものである。
- ・子どもの教育にかかる関係各課と教育委員会が協力・連携することを表すため、表紙は市と教育委員会を併記した。

区分：了解

【案件名】(7) 栗東市いじめ防止基本方針の改定について

→ 教育部長、学校教育課長補佐から説明

- ・平成29年3月に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が、同年9月に県の「滋賀県いじめ防止基本方針」が改定され、さらに本市基本方針が策定後3年経過しており、この間のいじめの問題を取り巻く社会状況の変化や本市の新たな課題に対応するため、栗東市いじめ防止基本方針を改定するにあたり、平成30年1月15日から2月9日までパブリックコメントを実施した結果、意見提出は0件であったため、3月議会において報告後、策定することについて報告するものである。

区分：了解

3. 閉会

副市長からの挨拶

- ・明日の議会では、残る個人質問が行われるので、対応をお願いします。
- ・健康には十分留意すること。

以上